



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

急速な少子高齢化の到来、家族形態の変化などにより、住民相互のつながりが希薄化し、地域を取り巻く環境が大きく変化している中で、本市では、平成20年3月に地域福祉に関する事項を含む「八王子市地域保健福祉計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

第1期計画では、『だれもが、地域の中で、共に支えあい、安心して、元気で生き生きと暮らすことができるまちづくり』を目標に掲げ、これまで市民や地域、行政が協働*して、地域福祉の推進に向けて取り組んできました。しかし、その後も、少子高齢化はさらに進み、リーマンショック*をきっかけとする経済情勢の悪化による生活困窮者*の増加、年代を問わず社会とつながりを失った人の孤立、弱者に対する虐待など問題が複雑多様化しています。

こうした社会情勢において、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害をもたらし、多くの尊い生命・財産が奪われました。この災害では、最前線で災害対応を実施すべき行政も甚大な被害を受け、本来の行政機能に支障が生じました。結果として、支援を公的機関のみで担うことの限界が明らかになりました。

一方、被災者の方々の冷静かつ忍耐力にあふれた行動やボランティアなどの多くの人々の献身的な支援を通じて、地域の支えあいや他人を思いやる心の重要性を再認識することができました。

このように、地域での支えあいによる地域福祉の充実が一層求められる中、第1期計画策定以降の社会情勢等の変化や、本市における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、この度、第2期地域福祉計画となる本計画を策定しました。子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、すべての住民が、自ら主体的に地域と関わり、住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるよう、本市の地域福祉に関する対象者別計画を包含する理念や、協働して支えあうしくみを示していきます。

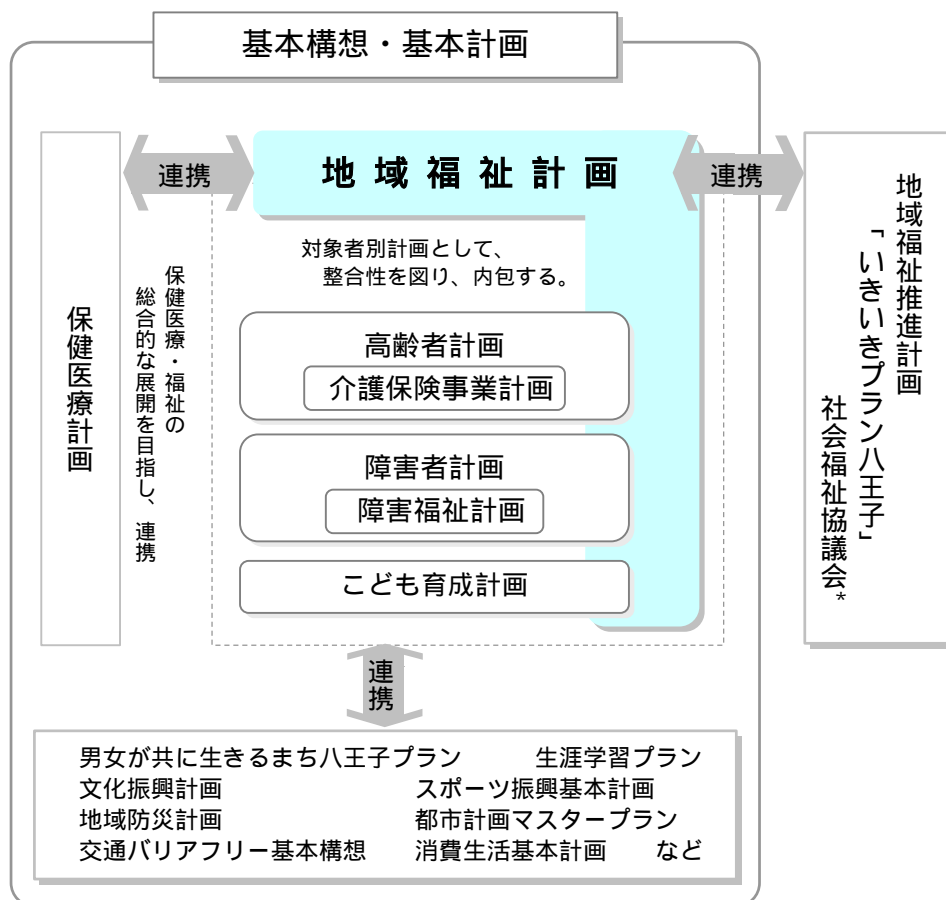


2 地域福祉とは

近年、ひきこもりや子育てに悩む母親の孤立、高齢者などの孤独死*、児童や高齢者に対する虐待や、自殺者の増加等が新たな社会問題となっています。こうした複雑かつ多様な問題は、行政による支援だけではなかなか解決できません。また、地域で暮らす住民の中には、小さな不安を抱き、ちょっとした支援を求めている人もいます。問題の大小にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らしていくためには、住民が地域における結びつきを密にし、支援を必要とする方を、地域の中で支えていくことが求められます。地域の問題を、地域で把握し、地域で主体的に解決を図る。この考えを基本に、行政による支援や民間事業者を含めた支援を合わせた重層的な協働*の取組みが地域福祉です。

3 位置づけ

第1図 地域福祉計画の位置づけ



本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。同条で求められる、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を基本に、昨今の社会情勢を踏まえ必要な事項（要援護者情報の把握・共有及び安否確認、高齢者等の孤立防止や所在不明問題を踏まえた対応等）を加えて、具体的内容として策定するものです。さらには、八王子市基本構想・基本計画（以下「基本計画」という。）を上位計画とし、広義では、地域福祉に関わる対象者別計画である「高齢者計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画」、「こども育成計画」を内包し、理念やしぐみの整合性を図るものです。狭義では、対象者別計画では網羅できない課題を、地域の力で解決を図るものです。なお、第1期計画において、「地域保健福祉計画」の中で策定した「保健医療計画」は、今回単独で策定し、健康づくり・医療に関して、理念やしぐみを示す計画として、本計画と並列の関係に再構築しました。「保健医療計画」と連携を密にすることで、本市の保健医療・福祉の総合的な展開をめざします。そして、防災、交通、教育、消費生活などの他計画と連携することで、個別施策を実現していきます。

本計画の実行には、八王子市社会福祉協議会*が策定する地域福祉活動計画の取組み強化が欠かせません。地域住民の自主的・主体的な地域福祉の推進をめざす行動計画であり、本計画とは車の両輪の関係にあります。内容を一部共有し、本計画の理念やしぐみの実現を支援する施策を盛り込むなど、相互の連携を図ります。

4 計画期間

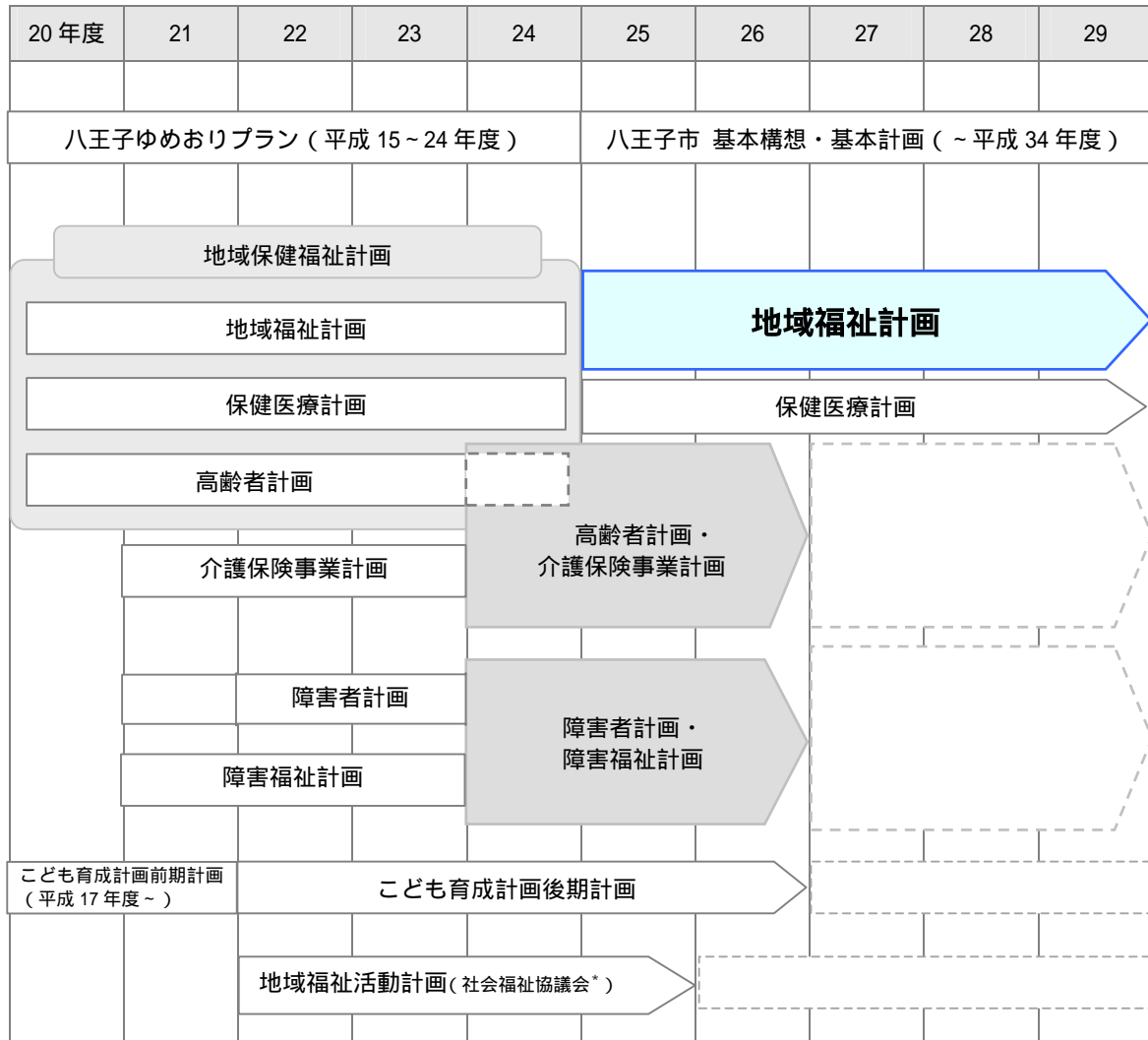
本計画の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

これは、一定期間継続して事業を推進し、その評価を繰り返す必要があること、また、対象者別計画の計画期間を考慮しています。

ただし、平成26年度は、いずれの対象者別計画も、現計画の最終年度となるため、これらの計画との整合性や、今後の社会情勢の変化を考慮して、必要に応じ内容の見直しを行っていきます。



第2図 地域福祉計画等の計画期間



名称「いきいきプラン八王子 八王子市地域福祉推進計画」



5 計画策定の組織と取組み

(1) 策定組織

本計画の策定にあたっては、地域福祉に関する学識経験者、地域福祉活動団体の代表者、公募の市民で構成する「八王子市地域福祉計画策定検討委員会」を設置して、本計画の方向性、盛り込む内容、推進体制などの意見をいただきました。その上で、庁内関係課で構成する「八王子市地域福祉計画庁内検討会」及び「八王子市地域福祉計画庁内幹事会」において協議、検討を行いました。さらに、第1期計画の計画的推進を行い、かつ、本市における保健医療・福祉に関して総合的な観点から協議、意見交換を行う「八王子市地域保健福祉推進協議会」から、第1期計画の評価と今後の方向性について意見をいただき、計画策定に反映しました。

また、市民の意見を反映させるため、「アンケート調査」や「パブリックコメント*」を実施しました。

(2) 策定までの取組み

アンケート調査

「八王子市地域保健福祉計画」の改定にあたり、地域保健福祉に関する基礎資料を得ることを目的として、市内に居住する18歳以上の男女3,000名を無作為抽出し、調査を実施しました。

調査対象	市内に居住する18歳以上の男女3,000名を無作為抽出	
調査期間	平成23年10月19日～11月11日	
調査方法	郵送による配布・回収	
回収状況	配布数	3,000通
	有効回収数	1,247通
	有効回収率	41.6%

パブリックコメント

平成24年12月15日から平成25年1月14日まで実施、5人の方から12件のご意見をいただきました。

